

第 2 4 期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時

場所

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C

※会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
くださいますよう、お願い申し上げます。

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件



イーレックス株式会社

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
当社第24期定時株主総会を、2022年6月24日
(金曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知
をお届けいたします。

第24期の事業の概況及び株主総会の議案につき
ご説明申しあげますので、ご覧くださいませよう、
お願い申しあげます。

代表取締役社長

本名 均



■ 第24期定時株主総会招集ご通知	1	(提供書面)	
■ 株主総会参考書類		■ 事業報告	15
第1号議案 剰余金処分の件	5	■ 連結計算書類	33
第2号議案 定款一部変更の件	6	■ 計算書類	35
第3号議案 取締役8名選任の件	8	■ 監査報告	37
第4号議案 監査役1名選任の件	13		
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	14		

証券コード 9517
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 本 名 均

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（4頁）をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

なお、当社は、インターネットによる議決権行使をお勧めしております。書面による議決権行使の場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性がありますので、十分に余裕をもってご返送ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第24期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日、お土産をご用意していません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.erec.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には含まれておりません。
従いまして、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査した対象の一部であります。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.erec.co.jp>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

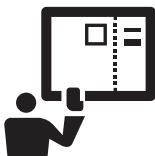
【事前の議決権行使のご推奨】

- ・感染拡大防止の観点から、本招集ご通知に同封の議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会当日の議事につきましては、後日（6月29日頃を予定）、インターネット上の当社IRサイト (<http://www.erec.co.jp/ir/>) から動画で、ご覧いただけます。

【株主総会当日について】

- ・当社役員及び運営スタッフは、あらかじめ検温を実施し、体調を十分確認したうえで参加いたしますとともに、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液の使用、体温確認などにご協力ください。
- ・37度以上の発熱が確認された株主さまや、体調不良とお見受けする株主さまには、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、座席の間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がございます。

今後、株主総会の運営方法に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.erec.co.jp>)にてお知らせしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月24日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

下記の案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○
御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX

議決権の数 XX股
1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
XXXXXXXX-XXXX-XXX
XXXXXXXX
XXXXXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

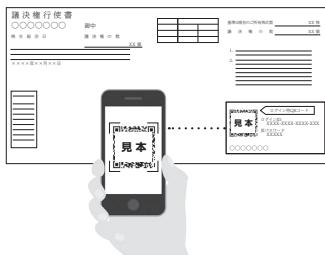
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。またインターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

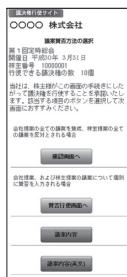
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

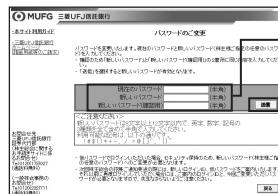
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆さまへの適正な利益還元を経営の重要課題として認識しており、財務面の健全性を維持しつつ、安定的かつ継続的な配当をしていくことを会社の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期連結業績、今後の事業展開及び設備投資等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円 総額1,303,918,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の定款上の英文名称表記を使用実態に合わせて変更し、また「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴う株主総会資料の電子提供措置開始に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 英文名称表記を使用実態に合わせて、「eREX」から「erex」へ変更いたします。
- (2) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (4) 現行定款第14条に定める株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (5) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社はイーレックス株式会社と称し、英文では <u>eREX</u> Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社はイーレックス株式会社と称し、英文では <u>erex</u> Co., Ltd.と表示する。
第2条～第13条 (条文省略)	第2条～第13条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第15条～第49条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第15条～第49条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 <u>変更前定款第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第14条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、施行日) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1 再任	<p style="text-align: center;">ほんな ひとし 本名 均 (1948年10月28日)</p>	<p>1973年4月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 1997年4月 同社事業計画部部長 2000年4月 当社代表取締役副社長 2012年4月 イーレックスニューエナジー株式会社取締役（現任） 2014年7月 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社代表取締役社長 2015年8月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2015年9月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2015年9月 イーレックス販売3号株式会社（現エバーグリーン・マーケティング株式会社）代表取締役社長 2016年4月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2016年6月 当社代表取締役社長（現任） 2016年10月 豊前バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2017年6月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.取締役 2017年7月 沖縄うるまニューエナジー株式会社代表取締役社長（現任） 2021年9月 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社代表取締役社長（現任）</p>	297千株
<p>（取締役候補者とした理由） 創業間もない2000年に当社の代表取締役に就任して以来、20年以上にわたり当社グループの経営を指揮し、当社業務に精通しております。また2016年からは代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引し、当社グループを飛躍的に成長させてまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2 再任	やすなが たかのぶ 安永 崇伸 (1971年12月16日)	1994年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 2010年 6月 同省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部政策課制度審議室長 2011年11月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電気事業制度企画調整官 2014年 7月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課制度企画総括調整官 2015年 7月 同省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長 2016年 7月 同省経済産業政策局産業組織課長 2018年 6月 当社社外取締役 2018年 6月 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス社外取締役 2019年 6月 当社常務取締役（現任） 2020年11月 EREX (CAMBODIA) CO., LTD.取締役[取締役会議長]（現任） 2022年 2月 株式会社イーセル取締役（現任）	9千株
(取締役候補者とした理由) 通商産業省（現経済産業省）に入省して以来、長くエネルギー分野の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー分野全般における深い知見を有しており、当社の常務取締役就任後は当社グループの経営企画・財務経理部門等を主導してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			
3 再任	さいとう やすし 斉藤 靖 (1971年11月23日)	1995年 4月 昭和シェル石油株式会社（現出光興産株式会社）入社 2001年10月 当社入社 2016年 7月 当社執行役員経営企画部長 2018年 4月 当社執行役員営業部長 2018年 6月 当社取締役営業部長 2018年 6月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバ ーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2018年 6月 株式会社沖縄ガスニューパワー代表取締役専務取締役 2019年 3月 当社取締役営業部長兼エネルギー市場部長 2019年 6月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバ ーグリーン・リテイリング株式会社）代表取締役社長 2019年10月 当社取締役営業部長 2020年 6月 ズームエナジージャパン合同会社（現ティーダッシュ合同会 社）職務執行者（現任） 2020年 7月 当社取締役人事部長 2021年 3月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役（現任） 2022年 1月 当社取締役経営企画部長兼人事部長（現任）	80千株
(取締役候補者とした理由) 当社に入社して以来、事業開発、経営企画、営業等の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4	たなか としみち 田中 稔道 (1971年10月25日)	1994年4月 株式会社メイタン・トラディション（現株式会社トラディション日本）入社 1999年10月 日短エクスコ株式会社（現日短キャピタルグループ株式会社）入社 2000年3月 当社入社 2008年10月 当社営業部長 2015年6月 当社執行役員営業部長 2015年9月 イーレックス販売3号株式会社（現エバーグリーン・マーケティング株式会社）取締役 2015年10月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2018年4月 当社上席執行役員エネルギー市場部長 2019年3月 エバーグリーン・マーケティング株式会社代表取締役社長（現任） 2019年6月 当社取締役（現任） 2020年7月 エバーグリーン・リテイリング株式会社代表取締役社長（現任） 2021年3月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役（現任） 2022年2月 株式会社イーセル代表取締役社長（現任）	50千株
	（取締役候補者とした理由） 当社に入社以来、営業、エネルギー市場に係る業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		
5	かくた ともき 角田 知紀 (1964年7月14日)	1989年4月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2005年1月 同社和歌山工場技術部長 2011年4月 同社執行役員広報渉外本部長 2013年3月 同社執行役員和歌山工場長 2016年1月 KHネオケム株式会社執行役員経営企画本部長 2018年10月 当社入社 2018年10月 当社経営企画部長 2019年6月 当社取締役人事総務部長 2019年6月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2019年11月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2020年6月 当社取締役（現任） 2020年6月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長（現任） 2020年6月 豊前バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2020年7月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.取締役（現任） 2021年9月 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社取締役（現任） 2021年12月 イーレックスHT合同会社職務執行者（現任）	8千株
	（取締役候補者とした理由） 長年のエネルギー業界における経験に基づく高い識見を有しており、当社に入社して以来、経営企画、人事総務、燃料等の業務に携わり、当社事業の発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	田村 信 (1966年7月23日) 在任年数：8年6ヶ月	1990年4月 野村證券株式会社入社 2009年10月 株式会社四条代表取締役社長（現任） 2014年1月 当社社外取締役（現任）	—
再任	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。</p>		
社外			
独立			
7	守田 道明 (1949年3月7日) 在任年数：4年	1972年4月 日本銀行入行 1999年5月 同行業務局長 2003年6月 アクセンチュア株式会社金融営業本部長 2006年5月 上田八木短資株式会社代表取締役社長 2014年5月 同社取締役相談役 2016年5月 同社相談役 2018年5月 同社顧問 2018年6月 当社社外取締役（現任）	—
再任	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。</p>		
社外			
独立			
8	木村 滋 (1948年2月18日) 在任年数：3年	1971年7月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 2001年6月 同社電力契約部長 2003年6月 同社取締役営業部担任兼電力契約部長 2004年6月 同社執行役員販売営業本部副本部長 2005年6月 同社常務取締役販売営業本部副本部長 2007年6月 同社取締役副社長販売営業本部長 2010年6月 同社取締役 2010年6月 電気事業連合会副会長 2016年3月 東亜石油株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	—
再任	<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。</p>		
社外			
独立			

- (注1) 所有する当社の株式数には、役員持株会における持分相当数は含めておりません。
- (注2) 本名 均氏は、当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社及びイーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注3) 田中 稔道氏は、当社の子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社及びエバーグリーン・リテイリング株式会社の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には電力卸等の取引があるため、特別の利害関係があります。
- (注4) 角田 知紀氏は、当社の子会社であるイーレックスHT合同会社の職務執行者であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注5) 本名 均氏、田中 稔道氏及び角田 知紀氏以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注6) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする取締役候補者の全員は、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合は引き続き被保険者となります。なお、保険料は、特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (注7) 田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- (注8) 社外取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
- (注9) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- (注10) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き三氏を独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 長内 透氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
おさない とおる 長内 透 (1953年12月27日) 在任年数：18年4ヶ月 再任 社外 独立	1977年4月 株式会社サタケ製作所入社 1981年12月 株式会社アストリーアンドピラスジャパン入社 1983年4月 日短エーピー株式会社（現日短キャピタルグループ株式会社）入社 1999年7月 日短キャピタルグループ株式会社取締役経理部長 1999年10月 日短テレコム株式会社監査役 2000年3月 日短ブローカーズ証券株式会社監査役 2000年12月 日短エフエックス株式会社監査役（現任） 2000年12月 日短マネーマーケッツ株式会社監査役（現任） 2004年3月 当社社外監査役（現任） 2007年6月 日短キャピタルグループ株式会社常務取締役経理部長 2013年6月 日短キャピタルグループ株式会社取締役業務管理部長（現任）	—
(社外監査役候補者とした理由) 長年、金融会社において財務及び会計に関する業務に携わり、また企業経営者としての豊富な経験を有しておられます。それらを社外監査役として当社の監査に反映していただけると判断しましたので、社外監査役として適任であると考えております。		

(注1) 長内 透氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 同氏は、社外監査役候補者であります。

(注3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。同氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合は引き続き被保険者となります。なお、保険料は、特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(注4) 当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また当社は、同氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。

(注5) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また当社は、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額4億円以内と決議いただき今日に至っております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は2名）でありました。

今般、取締役の報酬額を年額6億円以内（うち社外取締役60百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

本議案は、当社の業績の伸長、事業規模の拡大、現在の取締役員数、役員報酬体系及びその支給水準並びに経営環境変化に伴う取締役の責務の増大等を総合的に勘案して取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、27頁に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も同数となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大の影響が徐々に緩和されつつあり、持ち直しの動きがみられますが、他方で、資源や原材料の価格上昇や供給制約、さらにはロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安進行等があり、先行きは引き続き不透明な状況にあります。エネルギー分野においては、2021年10月に第6次エネルギー基本計画が閣議決定され、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの導入目標が22~24%から36~38%程度へと大幅に引き上げられました。アジア各国も再生可能エネルギーの導入拡大を政策目標に掲げており、また国内外における需要家の再生可能エネルギーに対する関心、ニーズも一層高まっております。

このような状況の中、当社グループでは、~持続可能な社会実現のために~「再生可能エネルギーをコアに電力新時代の先駆者になる」という2030年ビジョンの下、経済合理性を追求しながら、再生可能エネルギーを基軸にして国内及び海外で事業に取り組んでおります。

電力小売事業につきましては、当社グループの販売子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイリング株式会社及びティーダッシュ合同会社を中心に販売を行っており、販売パートナーやアライアンス先における営業強化、各種キャンペーン等により全体の販売電力量は計画を達成いたしました。一方で、LNG、石炭等の価格高騰により電力調達コストは上昇しており、高圧、低圧とも販売価格の見直しを鋭意進めております。高圧分野では大型案件の獲得、CO2フリープランの増加等により、販売電力量は約4,614百万kWh（前年比+97.3%）となりました。低圧分野では、既存の販売パートナーやアライアンス先における営業強化に加え、新規アライアンス先の獲得等により販売電力量は約1,212百万kWh（前年比+18.2%）、電力供給施設件数は約289千件(前年比+56千件)となりました。また2022年2月には、中国地方を中心に小売電気事業を展開している株式会社イーセルの全株式を取得し、子会社といたしました。

発電事業につきましては、土佐、佐伯、豊前及び大船渡の各バイオマス発電所が年間を通じて計画通り稼働いたしました。また中城バイオマス発電所が、2021年7月に営業運転を開始し、順調に稼働しております。さらに、海外案件であるカンボジアにおける水力発電プロジェクトについては、営業運転開始時期を2025年に見直したものの、ダム建設予定地の住民移転が完了する等、事業は着実に進捗しており、またベトナムにおけるバイオマス発電事業、バイオマス燃料事業については、実現可能性の検

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

討を開始しております。

燃料事業につきましては、バイオマス燃料価格及び海上運送費の高騰並びに円安の影響により調達コストが上昇しておりますが、長期契約とスポット契約の適切な組合せ、ストックパイルの活用、サプライヤーの拡充等により安定した燃料調達を実現しております。

トレーディング事業につきましては、資源価格高騰による電力調達コストの上昇はありましたが、自社電源及び相対契約電源を中心としつつ、卸電力取引市場での売買や電力デリバティブ取引等を組み合わせ、需要と供給のバランス化を図っております。

販売費及び一般管理費につきましては、従前より効率化を図っておりますが、販売電力量の増加、業容拡大等により計画より増加しました。

以上の結果、当連結会計年度における連結経営成績につきましては、売上高は230,502百万円(前年比+62.5%)、一方、売上原価は207,653百万円(同+77.0%)となり、売上総利益は22,848百万円(同△7.0%)となりました。販売費及び一般管理費は10,349百万円(同+17.0%)となり、営業利益は12,498百万円(同△20.5%)、経常利益は13,761百万円(同△7.4%)、親会社株主に帰属する当期純利益は9,653百万円(同+53.6%)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は13,908百万円であり、主なものは当社の連結子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の発電設備建設であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金及び設備投資資金に充当するため、金融機関より16,826百万円を調達いたしました。

また、連結子会社への投融資資金及び更なる成長のための再生可能エネルギーに係る投融資資金に充当することを目的として、2022年4月28日に普通社債発行による5,000百万円の資金調達を行っております。

なお、当社は、機動的かつ安定的な資金調達のために、金融機関との間で総額8,500百万円のコミットメントライン契約及び1,020百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な組織再編の状況

当連結会計年度において、当社は、2022年2月1日付で株式会社イーセルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	65,827	88,639	141,885	230,502
経常利益	(百万円)	4,298	8,764	14,852	13,761
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,764	4,515	6,285	9,653
1株当たり当期純利益	(円)	54.64	89.03	116.29	163.44
総資産	(百万円)	75,024	104,780	127,879	157,159
純資産	(百万円)	25,824	34,262	54,496	66,820
1株当たり純資産	(円)	384.03	513.95	747.48	942.26

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期
		(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当事業年度) (2022年3月期)
売上高	(百万円)	58,300	61,710	88,526	183,561
経常利益	(百万円)	2,285	89	△484	7,640
当期純利益	(百万円)	1,619	△143	△807	5,949
1株当たり当期純利益	(円)	32.01	△2.84	△14.94	100.74
総資産	(百万円)	37,875	42,882	76,608	83,486
純資産	(百万円)	16,528	16,656	27,390	33,419
1株当たり純資産	(円)	326.63	327.43	464.48	565.19

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主要な事業内容
イーレックスニューエナジー株式会社	10	100.00	PKSを使用した バイオマス発電
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	2,450	70.00	PKSを使用した バイオマス発電
豊前ニューエナジー合同会社	1	65.00	PKS等を使用した バイオマス発電
沖縄うるまニューエナジー株式会社	1,855	44.78	PKS等を使用した バイオマス発電
エバーグリーン・リテイリング株式会社	468	77.26	電力小売
エバーグリーン・マーケティング株式会社	504	77.26	電力小売
株式会社沖縄ガスニューパワー	150	60.00	電力小売
ティーダッシュ合同会社	10	100.00	電力小売
株式会社イーセル	10	100.00	電力小売
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	5,000千米ドル	100.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	6,188千リンギット	65.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	1千米ドル	65.00	燃料調達
イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社	5	67.00	燃料の製造・販売
eREX Vietnam Co., Ltd.	100億ドン	100.00	燃料の製造・販売
佐伯バイオマスセンター株式会社	10	100.00	燃料の保管
豊前バイオマスセンター株式会社	20	100.00	燃料の保管
イーレックス・ビジネスサービス合同会社	1	100.00	事務業務受託
イーレックスHT合同会社	10	51.00	水素発電所運営業務 受託
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	100億リエル	100.00	海外水力発電プロジェ クトの統括・推進

(注1) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(注2) 2021年9月14日付でイーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(注3) 2021年12月1日付でイーレックスHT合同会社を設立いたしました。

(注4) 2021年12月3日付でeREX Vietnam Co., Ltd.を設立いたしました。

(注5) 2022年2月1日付で株式会社イーセルの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、世界的な脱炭素社会への変化が加速していく中、資源価格の高騰やロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー安全保障情勢の大幅な変化などにより、将来の見通しに対する不確実性が一段と高まっている状況にあります。しかしながら、こうした様々な状況変化の中にあっても、脱炭素化の流れは不変であるとの認識の下、当社グループは2022年5月に『「2022年～2024年度 中期経営計画」-脱炭素に向けた新たなイノベーションを起こす-』を策定いたしました。

本中期経営計画は、脱炭素化におけるコスト競争の激化に加えてエネルギーの供給力確保が国家レベルでの課題になるとの前提の下、競争を勝ち抜くための自社での供給力確保、バイオマス燃料及びバイオマスを中心とする再生可能エネルギー発電事業への積極投資による競争力あるエネルギー供給の実現、成長ドライバーとしての海外展開、といった点を基本コンセプトとしております。また本中期経営計画期間を、グローバルで脱炭素とエネルギーの安定確保の両立を目指す「脱炭素フェーズ」の序盤と位置づけ、新局面に備えた強固な事業基盤の構築を進めることとしており、脱炭素に向けたイノベーションを起こす観点からの重点取組事項を掲げております。

(電力小売事業)

販売子会社のエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイリング株式会社、ティーダッシュ合同会社を中心に販売を行っており、さらには、2022年2月より子会社化した株式会社イーセルを含む販売子会社や販売パートナー、アライアンス先の強固な販売ネットワークや知見などを最大限活用し、お客様に対して多様な新サービス、料金プラン及び付加価値サービスを開発、提供をしております。また電力の調達コストの上昇等の環境変化を踏まえ販売価格及び販売量の適正化を図るとともに、脱炭素を志向する環境意識の高い企業との協業等により、電力小売事業の変革を推進してまいります。

(発電事業)

土佐、佐伯、豊前、大船渡、中城の各バイオマス発電所の安定稼働に注力してまいります。また香川県坂出市において計画中の坂出バイオマス発電所については、2025年度の営業運転開始を目指し準備を進めてまいります。以上の稼働中及び計画中の6発電所は、すべて固定価格買取制度(FIT制度)が適用され、安定稼働による収益への着実な貢献を目指します。また従来から取り組んでおります世界最大級のNon-FIT大型バイオマス発電所については、引き続き環境アセスメントを着実に実施してまいります。さらに、国内及びベトナムにおいて既存の石炭火力発電のバイオマス発電へのトランジションを推進し、国内外で脱炭素社会に貢献してまいります。このほか、実証事業として実施中の水素発電所において、連続性の確認やコスト低減への取組を実施し、大型の水素実証設備の建設の検討も進めてまいります。

(燃料事業)

バイオマス燃料(PKS、木質ペレット)については、従来の商社からの調達に加え、当社自らインド

ネシア、マレーシア両国サプライヤーからの調達を開始しており、更に拡充を図ってまいります。また燃料調達におけるサプライチェーン全体の一層の充実と強化を図り、調達ソースの多様化、広域化により自社発電所向けを主体とした調達量の拡大に対応してまいります。Non-FIT大型バイオマス発電所計画及び他社の低効率石炭火力発電所の混焼用途を視野に入れて、新燃料の開発を進めてまいります。さらに、当社グループは、持続的にバイオマス燃料を確保するため、サプライチェーンをカバーする各種認証の取得に積極的に取り組んでまいります。今後も当社グループは、バイオマス発電のリーディングカンパニーとして、着実に燃料事業の拡大を図ってまいります。

(トレーディング事業)

当社グループの電力需要に合わせて、自社電源と相対契約電源を主体として卸電力市場からの電源調達を組み合わせ、安定的かつ価格競争力のある電源調達を図ることを基本方針としております。資源価格高騰による電力調達コストの上昇に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー安全保障情勢の大幅な変化などにより、エネルギー産業を取り巻く環境は極めて不透明な状況にあることから、基本方針を堅持しつつ、卸電力取引市場での売買や電力デリバティブ取引等を一層活用し、従来に増して安定的な電源調達と価格競争力の確保を図ってまいります。また再生可能エネルギーの導入拡大や需給調整市場の創設など、トレーディングの重要性が従来以上に増すことから、こうした動きに対応した取引機能の強化、高度化を図ってまいります。

(海外事業)

カンボジアにおける水力発電プロジェクトについては、2025年の営業運転に向け、引き続き工事を着実に進めてまいります。またベトナムにおいては、バイオマス燃料開発及びバイオマス発電事業を展開するほか、同国の既存の石炭火力発電所をバイオマス発電所に転換する事業も計画しており、同国の脱炭素化とエネルギー自給率の向上に貢献してまいりたいと考えております。今後、海外展開については、他のアジア諸国においても、再生可能エネルギー電源の開発と脱炭素化等に積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、燃料調達から発電、トレーディング、電力小売に至る電力事業の上流から下流までを一貫して営んでおります。

① 電力小売事業

全国のオフィスビル、工場、病院等の大規模施設及び一般家庭や小規模工場等を中心とした需要家に対し、電力を販売（小売）しております。電力の供給は、当社グループ会社の発電所、相対契約事業者及び卸電力取引市場等から調達した電力を、一般送配電事業者が保有する送電網を通じて行います。

販売における顧客開拓及びルート拡充は、強固な顧客基盤を有する様々な業種の販売パートナーとの協業及び直接営業等により展開しており、全国で効率的かつ強力な営業活動を行っております。

販売子会社5社がそれぞれ異なる販売チャネルを活かしつつ、脱炭素社会の実現に向けて、環境意

識が高い企業へのCO2フリー電力販売を拡大しております。

② 発電事業

当社グループが、現在保有する土佐、佐伯、豊前、大船渡及び中城の5発電所は、パーム椰子殻（PKS）、木質ペレットといったバイオマス燃料とするバイオマス発電所であります。全て再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）に基づく事業認定を受けており、当該制度下において発電した電力を、当社グループ及び一般送配電事業者等に販売しております。

なお、当社グループの発電所出力の合計は現在269MW、現在計画中の発電所出力を加えると約644MWとなります。

③ 燃料事業

当社グループの発電所向けに加え、他社に外販するバイオマス燃料を、商社及び連結子会社であるEREX SINGAPORE PTE. LTD.を通じて調達しております。

EREX SINGAPORE PTE. LTD.では、シンガポールを基幹拠点として、インドネシア、マレーシアにストックパイルを整備するとともに、現地サプライヤーとの交渉により、品質・価格優位性のあるバイオマス燃料の安定的な調達に努めております。

また今後、バイオマス燃料の需要が増大する可能性に備え、潤沢な賦存量かつ価格競争力のある新燃料（ニューソルガム）の開発にも積極的に取り組んでおります。

④ トレーディング事業

天候、気温、経済状況を基に長期的な見通しを鑑みながら電力需要を予測し、それに応じた電力を調達しております。当社グループの発電所及び相対契約事業者を主体として、卸電力取引所等からの調達を柔軟に組み合わせ、安定的かつ価格競争力のある電力調達に努めております。

最近では、電力価格変動リスクを低減するためのデリバティブ取引、環境価値取引等を含む電力関連のトレーディング業務を幅広く手掛けております。

⑤ 海外事業

カンボジアにおいて水力発電プロジェクト（出力80MW）を推進しております。また新燃料の開発を契機として、ベトナムや他のアジア諸国においてバイオマス発電事業に取り組むことを検討しております。

ベトナムにおきましては、同国ハウジャン省におけるバイオマス発電所建設プロジェクトの推進及びニューソルガムの開発及び栽培を実施しております。

なおベトナム政府とは、同国における脱炭素化の促進及びエネルギー自給率の向上を目的に、新規バイオマス発電所の開発及び既存石炭火力発電所のバイオマス発電所への転換等について、協議を進めております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

イーレックスニューエナジー株式会社	本社（東京都中央区）、 土佐バイオマス発電所（高知県高知市）
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	本社（東京都中央区）、 佐伯バイオマス発電所（大分県佐伯市）
豊前ニューエナジー合同会社	本社、豊前バイオマス発電所（福岡県 豊前市）
沖縄うるまニューエナジー株式会社	本社、中城バイオマス発電所（沖縄県 うるま市）
エバーグリーン・リテイリング株式会社	本社（東京都中央区）
エバーグリーン・マーケティング株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社沖縄ガスニューパワー	本社（沖縄県那覇市）
ティーダッシュ合同会社	本社（東京都中央区）
株式会社イーセル	本社（広島県広島市）
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	本社（シンガポール）
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	本社（マレーシア）
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	本社（シンガポール）
イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社	本社（東京都中央区）
eREX Vietnam Co.,Ltd.	本社（ベトナム）
佐伯バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）
豊前バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）
イーレックス・ビジネスサービス合同会社	本社（東京都中央区）
イーレックスHT合同会社	本社（東京都中央区）
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	本社（カンボジア）

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
214名	1名増	44.0歳	4.4年

(注1) 使用人数は就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

(注2) 臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者はパートタイマー及び契約社員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
126名	7名増	42.4歳	4.7年

(注1) 使用人数は、就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

(注2) 臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者は契約社員であります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	27,172
沖縄振興開発金融公庫	17,166

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資等によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である豊前バイオマスセンター株式会社及びイーレックス・ビジネスサービス合同会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 163,572,000株
- ② 発行済株式の総数 59,271,200株 (うち自己株式 2,165株)
- ③ 株主数 18,682名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社 U H P a r t n e r s 2	5,052,900	8.52
K I S C O 株式会社	4,658,976	7.86
光 通 信 株 式 会 社	4,407,400	7.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,327,500	7.30
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	3,435,000	5.79
阪 和 興 業 株 式 会 社	3,249,000	5.48
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,060,500	5.16
住 友 不 動 産 株 式 会 社	2,488,000	4.19
C B C 株 式 会 社	2,422,278	4.08
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	2,190,000	3.69

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	75,000株 (17,400株)	5名 (2名)

(注1) 当社の株式報酬の内容につきましては、27頁「(3) 会社役員の状態 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(注2) ()内は外数であり、BIP信託 (BIP: Board Incentive Plan) を用いた業績連動型の株式報酬制度に基づき、退任した取締役2名に対して交付した普通株式の数であります。なお当社は、2021年6月22日開催の第23期定時株主総会において、本制度に代わり、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	
発行決議日		2014年3月27日	
新株予約権の総数		321個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 963,000株 (新株予約権1個につき3,000株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しません。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 669,000円 (1株当たり 223円)	
権利行使期間		2016年3月28日から2024年3月27日まで	
行使の条件		<p>権利行使の条件は以下のとおりであります。</p> <p>①新株予約権者は、新株予約権の発行日から新株予約権を行使する時まで継続して、当社若しくは当社子会社の取締役、監査役、その他これらに準じる地位又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。</p> <p>②新株予約権の相続人は、新株予約権を行使することができません。</p> <p>③その他権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した割当契約に定めるところによります。</p>	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	37個
		目的となる株式数	111,000株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	一名

(注) 2017年3月7日付で株式分割(1株を3株に分割)を行ったため、新株予約権の目的となる株式の種類と数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及び役員の保有状況における新株予約権の目的となる株式数をそれぞれ読み替えて記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 名 均	統括、監査部担当 イーレックスニューエナジー株式会社 取締役 沖繩うまニューエナジー株式会社 代表取締役社長 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社 代表取締役社長
常務取締役	安 永 崇 伸	経営管理部門管掌 EREX (CAMBODIA) CO., LTD. 取締役 [取締役会議長] 株式会社イーセル 取締役
取 締 役	斉 藤 靖	経営戦略部門、人事総務部門管掌 株式会社沖繩ガスニューパワー 取締役 ティーダッシュ合同会社 職務執行者
取 締 役	田 中 稔 道	営業部門管掌 エバーグリーン・マーケティング株式会社 代表取締役社長 エバーグリーン・リテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社沖繩ガスニューパワー 取締役 株式会社イーセル 代表取締役社長
取 締 役	角 田 知 紀	発電部門、燃料部門管掌 佐伯バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 豊前バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 EREX SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社 取締役 イーレックスHT合同会社 職務執行者
社 外 取 締 役	田 村 信	株式会社四条 代表取締役社長
社 外 取 締 役	守 田 道 明	—
社 外 取 締 役	木 村 滋	東亜石油株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常勤社外監査役	片 岡 秀 樹	エバーグリーン・マーケティング株式会社 監査役 エバーグリーン・リテイリング株式会社 監査役
社 外 監 査 役	長 内 透	日短キャピタルグループ株式会社 取締役 日短エフエックス株式会社 監査役 日短マネーマーケッツ株式会社 監査役
社 外 監 査 役	古 城 誠	—

(注1) 社外監査役 長内 透氏は、長年、日短キャピタルグループ株式会社の財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注2) 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注3) 2021年6月22日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって、取締役 水野 孝則氏及び取締役 竹股 邦治氏は任期満了により退任いたしました。なお、退任時の会社における地位は、それぞれ専務取締役、常務取締役でありました。

(注4) 2021年6月22日開催の第23期定時株主総会の終結の時をもって、監査役 立木 恒雄氏は辞任し、片岡 秀樹氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要
 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
 役員全員は、当該保険契約の被保険者であり、保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等
 ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等
 当社は、2021年6月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を決議しております。
 また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針
 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。なお、当社の取締役の報酬は、以下の3つから構成されるものとします。

報酬等の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬	
		賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)
内容	月例で支給される金額固定の報酬	事業年度の業績目標に向けて着実に成果を積み上げるための短期インセンティブ報酬	中長期的な企業・株主価値の向上を目指した経営を推進するための中長期インセンティブ報酬
対象	業務執行取締役 社外取締役	業務執行取締役 社外取締役	業務執行取締役

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、会社業績、同業他社の水準等を総合的に勘案した上で、社内／外の別及び役位毎に基礎報酬額を設定し、これに代表取締役と人事担当取締役間で協議の上、決定した前事業年度の個人別業績を反映して、個人別の基本報酬額を決定するものとします。

- (c) 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、賞与及び譲渡制限付株式報酬とします。賞与については、前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益の達成度合及び前事業年度の個人別業績等に基づき決定された額を毎事業年度一定の時期に支給します。

譲渡制限付株式報酬については、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で、一定の譲渡制限期間（3年以上で当社取締役会が定める期間）が経過する時まで処分等を認めない譲渡制限付株式を交付します。譲渡制限付株式の交付のために対象となる取締役に対し支給する金銭報酬債権の額は、毎事業年度、取締役会が決定し、一定の時期に支給します。

なお、交付する譲渡制限付株式の数は、社外取締役も出席した取締役会において決定した内規に基づき決定します。具体的には、各事業年度における前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益に対する達成度に応じて80%から130%の間で段階的に定められた株式数とします。

- (d) 基本報酬及び業績連動報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、役員の区分に応じて以下のとおりですが、会社業績等に応じ業績報酬が変動するため、各事業年度における当該比率は、記載のとおり変動することが想定されます。

区分	基本報酬 (金銭報酬)	賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)
取締役	40～100%	0～40%	0～20%
社外取締役	70～100%	0～30%	—

※基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んで比率を表示しております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定（基本報酬、賞与及び株式報酬）については、上記方針に則り算定されることを前提に、取締役会において個人別の最終的な配分額の決定について代表取締役社長に委任することの承認を求めるものとします。

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数
		基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬		
			賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	515 (44)	233 (35)	133 (9)	148 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (31)	22 (22)	8 (8)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	546 (75)	256 (57)	142 (17)	148 (-)	14 (7)

(注1) 上表には、2021年6月22日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外監査役1名を含んでおります。

(注2) 取締役の報酬限度額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）であります。

また当該報酬限度額とは別枠で、2021年6月22日開催の第23期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本制度に基づき対象となる取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を、年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における対象取締役の員数は、5名であります。

(注3) 業績連動報酬は、賞与及び譲渡制限付株式報酬であります。賞与については、前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益の達成度合及び前事業年度の個人別業績等に基づき決定された額を毎事業年度一定の時期に支給しております。また譲渡制限付株式報酬については、各事業年度における前事業年度に業績目標として掲げた連結経常利益に対する達成度合に応じて段階的に定められた株式数を交付しており、報酬額は、譲渡制限付株式報酬制度導入から当事業年度末までの期間に対応した金額としております。

なお、2021年5月13日に発表した連結業績予想における連結経常利益に対し、当連結会計年度の連結経常利益は、20%増となりました。業績指標として連結経常利益を選定した理由は、企業活動で得た利益のみが反映された値であり、当社グループの経営状態等を最も把握し易いと判断したためであります。算定方法に関しては、前記「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり

であります。

- (注4) 監査役の報酬限度額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は3名）であります。
- (注5) 取締役会は、代表取締役社長 本名 均氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰すると共に業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績に係る評価を行う者として代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外役員の重要な兼職先と当社の間で、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田村 信	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 守田 道明	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 木村 滋	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
常勤社外監査役 片岡 秀樹	2021年6月22日の就任以降、当事業年度開催の取締役会11回の全てに、また監査役会11回の全てに出席いたしました。長年、商社に勤務され広範なビジネス経験により培った高い識見から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 長内 透	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会13回の全てに出席いたしました。長年、金融会社の経営に携わられた経験と、財務及び会計に関する豊富な知識から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 古城 誠	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会13回のうち12回に出席いたしました。複数の大学において長年、法学の教授を務めた経験と、経済産業省におけるエネルギー関連委員としての経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

ア. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬額

48百万円

イ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

70百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア.の金額は合計額で記載しております。

(注2) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	69,450	流動負債	42,955
現金及び預金	27,157	買掛金	16,155
売掛金	27,321	短期借入金	8,840
原材料及び貯蔵品	1,691	1年内返済予定の長期借入金	5,325
関係会社短期貸付金	4,059	未払金	3,519
未収入金	5,192	未払法人税等	2,772
未収消費税等	2,095	賞与引当金	149
その他	1,933	その他	6,192
固定資産	87,708	固定負債	47,382
有形固定資産	60,832	長期借入金	39,426
建物及び構築物	11,164	退職給付に係る負債	198
機械装置及び運搬具	48,062	資産除去債務	4,618
土地	747	繰延税金負債	2,344
建設仮勘定	681	役員報酬BIP信託引当金	123
その他	177	デリバティブ債務	407
無形固定資産	4,656	その他	263
のれん	2,934	負債合計	90,338
ソフトウエア	583	(純資産の部)	
その他	1,138	株主資本	49,844
投資その他の資産	22,219	資本金	11,242
投資有価証券	2,554	資本剰余金	10,238
関係会社株式	2,670	利益剰余金	28,487
繰延税金資産	995	自己株式	△124
長期前払費用	767	その他の包括利益累計額	5,871
敷金及び保証金	4,932	その他有価証券評価差額金	△171
デリバティブ債権	7,292	繰延ヘッジ損益	5,844
その他	3,412	為替換算調整勘定	198
貸倒引当金	△405	非支配株主持分	11,104
資産合計	157,159	純資産合計	66,820
		負債・純資産合計	157,159

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		230,502
売上原価		207,653
売上総利益		22,848
販売費及び一般管理費		10,349
営業利益		12,498
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	32	
業務受託料	350	
為替差益	619	
持分法による投資利益	368	
デリバティブ評価益	404	
その他	32	1,830
営業外費用		
支払利息	502	
支払手数料	40	
固定資産除却損	13	
その他	11	568
経常利益		13,761
特別利益		
固定資産売却益	85	85
税金等調整前当期純利益		13,847
法人税、住民税及び事業税	3,564	
法人税等調整額	△54	3,510
当期純利益		10,336
非支配株主に帰属する当期純利益		683
親会社株主に帰属する当期純利益		9,653

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,476	流動負債	47,254
現金及び預金	16,426	買掛金	16,258
売掛金	11,888	短期借入金	8,840
前払費用	146	1年内返済予定の長期借入金	1,178
未収入金	5,155	未払金	2,428
関係会社短期貸付金	5,632	未払法人税等	1,706
その他	5,227	関係会社預り金	14,587
固定資産	39,009	賞与引当金	78
有形固定資産	847	未払消費税等	987
建物	114	その他	1,189
機械装置及び運搬具	23	固定負債	2,812
工具、器具及び備品	36	長期借入金	1,235
建設仮勘定	673	資産除去債務	31
無形固定資産	526	繰延税金負債	1,033
ソフトウェア	481	退職給付引当金	127
ソフトウェア仮勘定	4	役員報酬BIP信託引当金	123
その他	39	その他	260
投資その他の資産	37,635	負債合計	50,066
投資有価証券	2,554	(純資産の部)	
関係会社株式	13,091	株主資本	31,014
関係会社出資金	4,506	資本金	11,242
関係会社長期貸付金	6,401	資本剰余金	10,617
敷金及び保証金	4,787	資本準備金	10,617
デリバティブ債権	3,335	利益剰余金	9,278
その他	3,797	利益準備金	22
貸倒引当金	△837	その他利益剰余金	9,256
資産合計	83,486	繰越利益剰余金	9,256
		自己株式	△124
		評価・換算差額等	2,405
		その他有価証券評価差額金	△171
		繰延ヘッジ損益	2,577
		純資産合計	33,419
		負債・純資産合計	83,486

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		183,561
売上原価		173,033
売上総利益		10,527
販売費及び一般管理費		4,102
営業利益		6,425
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	545	
受取保証料	56	
業務受託料	350	
デリバティブ評価益	404	
為替差益	668	
その他	7	2,117
営業外費用		
支払利息	45	
支払手数料	25	
貸倒引当金繰入	831	
その他	0	902
経常利益		7,640
特別利益		
固定資産売却益	85	85
特別損失		
関係会社株式評価損	119	119
税引前当期純利益		7,606
法人税、住民税及び事業税	1,656	
法人税等調整額	△0	1,656
当期純利益		5,949

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 場 秀 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 伸 也 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーレックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月22日に社債の発行を決定し、2022年4月28日に第1回国内無担保普通社債を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集
ご通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 善場 秀明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 平岡 伸也 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーレックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2022年4月22日に社債の発行を決定し、2022年4月28日に第1回国内無担保普通社債を発行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

イーレックス株式会社 監査役会
常勤社外監査役 片岡 秀樹 (印)
社外監査役 長内 透 (印)
社外監査役 古城 誠 (印)

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋2丁目2番1号
京橋エドグラン 22階

TKPガーデンシティ PREMIUM京橋 ホール22C

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

※駐車場、駐輪場のご用意はございませんので、公共の交通機関のご利用をお願いします。

交通機関のご案内

東京メトロ銀座線

「京橋駅」

■ 7 / 8番出口 → 直結0分

■ 5番出口 → 徒歩約1分

都営浅草線

「宝町駅」

■ A5 / A6出口 → 徒歩約3分

JR各線、東京メトロ丸ノ内線

「東京駅」

■ 八重洲南口 → 徒歩約5分

東京メトロ有楽町線

「銀座一丁目駅」

■ 7番出口 → 徒歩約5分



※本総会において、お土産のご用意はありません。

ご来場される場合は、マスクのご着用をお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。